

(証券コード：9948)

平成23年8月19日

株 主 各 位

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号



株式会社 アークス

代表取締役社長 横 山 清

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年9月6日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権の行使に際しては19頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年9月7日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号
札幌パークホテル 3階パークホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 当社と株式会社ユニバースとの株式交換契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arcs-g.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会終了後、株主懇談会は開催いたしません。あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社ユニバースとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ユニバース（以下、「ユニバース」といいます。）は、平成23年6月29日開催の両社の取締役会決議に基づき、当社を株式交換完全親会社、ユニバースを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により両社が経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことに関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

1. 株式交換を行う理由

食品スーパーマーケット業界におきましては、低迷する消費環境の中、業種、業態を超えた激しい競争が繰り広げられ、厳しい経営環境下にあります。本年3月11日に発生した東日本大震災では、「地域のライフライン」として食品スーパーマーケットの重要性が、改めて認識されるようになりました。そうした中で、当社及びユニバースは比較的相対優位を保ってまいりましたが、少子高齢化や人口減少により一層厳しい環境を迎えています。

このような事業環境を克服するために、両社はより一層お客様満足度の向上を目指し、経営指標・経営効率の向上を図っていかねばなりません。

また、お客様に対して競合他社以上の「安心」・「安全」・「便利」・「豊かさ」という「生活の価値」を安定してご提供していくことが、地域のライフラインである食品スーパーマーケットの本質的な理念であり、現状を維持するだけでなく、企業としての拡大、成長を図ることが、両社の優先すべき課題、使命であると考えております。

本経営統合は、北海道及び北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである当社及びユニバースがこうした理念と課題を共有し、対等の精神に基づき、両社の経営資源、経営手法を融合させ、全体最適の実現とグループシナジーの特大化により、一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループを形成し、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上を目指していくものであり

ます。

これまで当社グループは、「八ヶ岳連峰経営」をグループ運営の基本方針として掲げ、様々な企業の集合体として、共通の理念を持ちながらグループの一体運営の徹底を図りつつ、子会社各社に適切な範囲で権限を委譲しながら、グループ全体としての事業の発展に取り組んでまいりました。本経営統合後においても、当社はユニバースを含む新アークスグループの事業推進の中核としての機能を担ってまいります。

一方、ユニバースは当社グループの構成企業として、北東北以南の事業展開を進め、当社グループ全体の規模拡大と価値向上を積極的に推進してまいります。

なお、本経営統合の理念及び目的を両社が共有し、両社の事業と役職員の融和を図り本経営統合の効果を早期に実現し、本経営統合後の当社の資本構成上の流動性を高め、より開かれた流通企業グループの理念を維持するためには、事前に持株数の調整を行うことが必要であるとの認識のもと、ユニバースの筆頭株主である株式会社みまん（以下、「みまん」といいます。なお、平成23年4月20日現在、みまんのユニバース保有株数は2,654,400株、保有比率は25.02%となっております。）の保有株式について、本経営統合の実施前に以下のとおり持株数の調整を行うことといたしました。

当社グループの株主構成につきましては、傘下企業が対等な立場で企業統治を行うことで、グループ全体の経営資源の特大化と成長を目指すという基本理念を踏まえ、当社グループにおける資本効率の向上を考慮しつつ、専門家の助言を参考にしながらユニバース及び関係者の間で検討を行った結果、本株式交換に先立って、ユニバースが自己株買付けを行うことにより本株式交換後の株主構成を調整することとなりました。

ユニバースによる自己株買付けにあたっては、株主間の平等及び取引の透明性を確保する観点から公開買付け（以下、「本自己株公開買付け」といいます。）の手法によることといたしました。本自己株公開買付けにおける公開買付価格は1,118円であり、当該公開買付価格は平成23年6月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所におけるユニバースの普通株式の終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）に対して8.13%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントとなります。みまんなは、その保有するユニバース普通株式1,350,000株について本自己株公開買付けに応募しており、そのすべてについて決済が行われる予定です。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社及びユニバースが平成23年6月29日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社アークス（以下「甲」という。）及び株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換の目的）

北海道及び北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである甲及び乙は、対等の精神に基づき、両社の経営資源と経営手法を融合させ、全体最適の実現とグループシナジーの特大化により、一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を目的として、本契約に定める条件に基づき、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アークス

住所：札幌市中央区南13条西11丁目2番32号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ユニバース

住所：青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.205を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.205株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、甲が前二項の定めに従って乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条の規定に従って処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 100億円
2. 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、平成23年10月21日とする。但し、本株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ平成23年9月7日に臨時株主総会（以下「株式交換承認株主総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成23年8月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり19円、総額782,528,737円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成23年10月20日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり18円、総額190,940,094円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の公開買付け）

乙は、金融商品取引法第27条の22の2以下の規定に基づき、買付期間を平成23年6月30日から同年8月1日、買付価格を1株当たり1,118円、買付予定数を1,500,000株、決済開始日を同年8月23日（予定）とする自己株式の公開買付けを行う。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、甲乙間の合意に基づきこれを行うものとする。

第10条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、自己株式（本契約第8条に定める自己株式の公開買付け及び本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を基準時までに実務上可能な範囲で消却するものとする。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本株式交換を行う目的の達成が困難となったときには、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙のいずれかの株式交換承認株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月29日

甲：札幌市中央区南13条西11丁目2番32号
株式会社アークス
代表取締役社長 横山 清 ⑩

乙：青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1
株式会社ユニバース
代表取締役社長 三浦 紘一 ⑩

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の総数及び割当ての内容

会社名	当社	ユニバース
株式交換に係る割当ての内容	1	1.205
株式交換により交付する株式数	普通株式:11,149,121株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

ユニバースの普通株式1株に対して当社の普通株式1.205株を割当て
交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数のうち、590,000株につい
ては当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数について新たに普
通株式を発行する予定であります。

なお、ユニバースは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催す
る取締役会の決議により、本株式交換の効力発生の直前時までに保有
するすべての自己株式（本自己株公開買付けにより取得する自己株式
及び本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株
式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定
です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、ユニバースに
よる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

② 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公正性・妥当性を
確保するため、各社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機
関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はデロイト トーマ
ツ FAS株式会社（以下、「デロイト トーマツ FAS」といいます。）を、
ユニバースは株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）
を、選定いたしました。

デロイト トーマツ FASは、当社の普通株式が東京証券取引所及び札幌証券取引所に、ユニバースの普通株式が東京証券取引所に上場されており、両社の市場株価が存在することから市場株価法による評価を、将来の事業価値がもたらすキャッシュフローを算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による評価を採用いたしました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成23年6月24日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月の各期間の株価終値平均を採用し評価を行いました。また、DCF法による評価に際して、デロイト トーマツ FASが使用した両社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.981～1.008
DCF法	0.970～1.599

デロイト トーマツ FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、デロイト トーマツ FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

みずほ銀行は、両社の普通株式それぞれについて、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、加えて両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、市場株価法を検証する目的で採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成23年6月24日を基準日として、基準日の終値、基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値に基づき算定いたしました。また、DCF法及び類似会社比較法に基づく算定に際して、みずほ銀行が使用した両社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.977～1.008
DCF法	1.538～1.619
類似会社比較法	1.282～1.621

みずほ銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したこれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。みずほ銀行は、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の株式交換比率の算定は、平成23年6月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びユニバースの財務予測については、当社及びユニバースの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ銀行が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。また、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

③ 算定の経緯

当社とユニバースは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ平成23年6月29日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率は双方の株主にとっても妥当なものであると判断し、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

④ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ FAS及びユニバースの第三者算定機関であるみずほ銀行は、いずれも当社及びユニバースから独立した算定機関であり、当社及びユニバースの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して当社の増加すべき資本金及び準備金の額については以下のとおりです。

資本金	100億円
資本準備金	会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額

上記は、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を考慮・検討し、当社とユニバースとの間で協議の上、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたします。

⑥ 交換対価として当社普通株式を選択した理由

当社の普通株式は、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場されており、本株式交換後も流動性を確保できること及び本経営統合によるシナジー効果を得ることができる等ユニバース株主の皆様の利益保護並びに本株式交換後のグループ全体の資本政策等を勘案し、当社の普通株式を本株式交換における交換対価として選択いたしました。

(2) ユニバースの最終事業年度に係る計算書類等の内容

「臨時株主総会参考書類（別冊）」をご参照下さい。

(3) 当社及びユニバースにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、平成23年7月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し以下のとおり取得しました。

i 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

ii 取得の内容

(7) 取得株式の種類	当社普通株式
(f) 取得株式の総数	550,000株
(g) 取得価額	1,308円
(e) 株式の取得価額の総額	719,400,000円
(d) 取得日	平成23年7月12日
(h) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け

② ユニバースにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ユニバースは、平成23年6月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びユニバース定款の規定に基づき、本自己株公開買付けを行うことを決議し、平成23年6月30日より本自己株公開買付けを実施していましたが、本自己株公開買付けの終了（平成23年8月1日）をもって、平成23年6月29日開催の取締役会の決議による上記規定に基づく自己株式の取得は以下のとおり終了いたしました。

i 自己株式の取得を行う理由

本経営統合の理念及び目的を両社が共有し、両社の事業と役職員の融和を図り本経営統合の効果を早期に実現し、本経営統合後の当社の資本構成上の流動性を高め、より開かれた流通企業グループの理念を維持するためには、事前に持株数の調整を行うことが必要であるとの認識のもと、ユニバースの筆頭株主である株式会社みまん（なお、平成23年4月20日現在、みまんのユニバース保有株数は2,654,400株、保有比率は25.02%となっております。）の保有株式について、本経営統合の実施前に以下のとおり持株数の調整を行うことといたしました。

当社グループの株主構成につきましては、傘下企業が対等な立場で企業統治を行うことで、グループ全体の経営資源の特大化と成長を目指すという基本理念を踏まえ、当社グループにおける資本効率の向上を考慮しつつ、専門家の助言を参考にしながらユニバース及び関係者の間で検討を行った結果、本株式交換に先立って、ユニバースが自己株買付けを行うことにより本株式交換後の株主構成を調整することとなりました。

ii 自己株式の取得の内容

(ア) 取得株式の種類	ユニバース普通株式
(イ) 取得株式の総数	1,355,400株
(ウ) 取得価額	1,118円
(エ) 株式の取得価額の総額	1,515,337,200円
(オ) 取得期間	平成23年6月30日から平成23年8月1日まで
(カ) 取得の方法	公開買付けの方法による

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株式会社ユニバースとの株式交換により、同社が当社の完全子会社となることに伴い、同社の事業目的を勘案し第2条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 株式会社ユニバースとの株式交換により、発行済株式数が増加すること並びに今後の事業展開に伴う新株式の発行及び機動的な資本政策の実現を可能とするため、第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (3) 今後の取締役会におけるグループガバナンスの一層の強化のため、第28条（代表取締役および役付取締役）の変更を行うものであります。
- (4) 上記変更の効力発生日が、株式会社ユニバースとの株式交換の効力発生日であることを明確にするため附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下表のとおりです。

なお、本議案に係る定款一部変更の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～27.（記載省略） （新設）</p> <p><u>28. ～29.</u>（記載省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>130,000,000株</u>とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>1. ～27.（現行どおり）</p> <p><u>28. 育林業</u></p> <p><u>29. ～30.</u>（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,000,000株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第2条、第6条および第28条の変更の効力発生日は、当社が株式会社ユニバースとの間で締結した平成23年6月29日付株式交換契約書に基づく株式交換の効力発生日と同日とする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の経営体制の強化と充実を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、就任の時期は、第1号議案に係る株式会社ユニバースとの株式交換の効力発生日(平成23年10月21日の予定)といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みうら こういち 三浦 紘一 (昭和14年12月3日生)	昭和42年10月 (株)ユニバース設立 代表取締役社長(現任) <重要な兼職の状況> (株)ドラッグ・ユー代表取締役社長 ユニバース興産(株)代表取締役社長 (株)みまん取締役	一株
2	たけなが てつお 竹永 徹雄 (昭和22年2月19日生)	平成14年1月 生活協同組合連合会ユーコープ事業 連合商品本部長 平成14年6月 同事業連合理事 平成17年11月 (株)ユニバース入社商品部長 平成17年12月 同社取締役商品部長兼食品グループ 長 平成18年3月 同社取締役商品部長 平成23年6月 同社取締役営業支援部長(現任)	一株

- (注) 1. 三浦 紘一氏の所有株式数は、本株式交換の効力発生日後、1,802,945株となる予定です。
2. 竹永 徹雄氏の所有株式数は、本株式交換の効力発生日後、578株となる予定です。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成5年5月20日開催の第32期定時株主総会において年額2億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件に取締役の報酬額を年額3億円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は6名であり、第3号議案が原案どおり承認可決され、両名が取締役に就任いたしますと8名となります。

以 上

インターネット等による議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。なお、行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内にしたがい、議決権を行使してください。

3. セキュリティについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

4. お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768524（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00 土・日・休日を除く。）

ご利用いただく際のシステム環境について

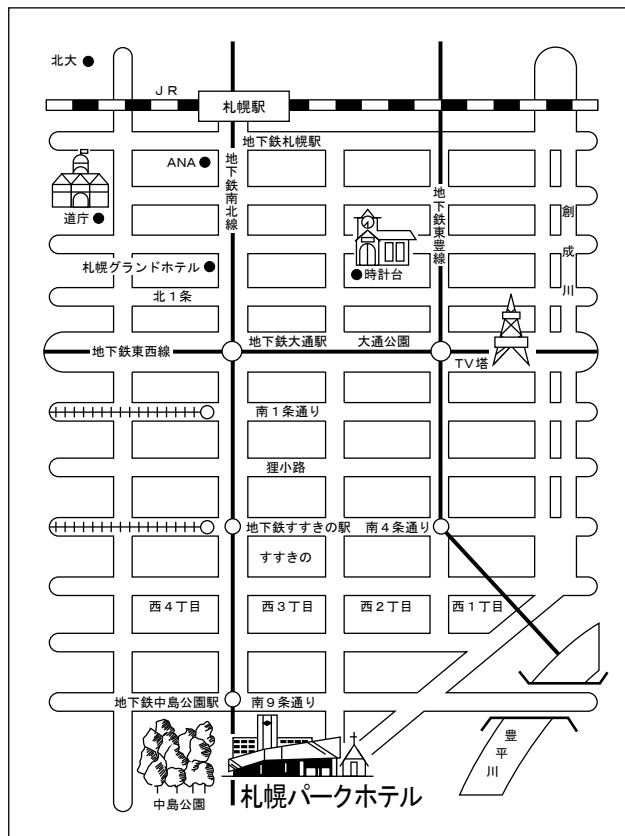
- ① パソコン Windows®機種
なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。また、携帯電話については、対応しておりません。
- ② ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ③ インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ④ 画面解像度 1024×768ドット以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）については、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図



会 場 札幌パークホテル 3階パークホール
 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号
 電話 011-511-3131

・地下鉄 南北線 中島公園駅より徒歩1分

証券コード 9948